

改正案	現行
<p>（登録申請等に添付すべき電磁的記録）</p> <p>第八条の二 法第四条第三項（法第九条第七項及び第十一条第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下この条において「日本工業規格」という。）×六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。</p> <p>2 前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、日本工業規格×六二二五に規定する方式</p> <p>二 ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格×〇六〇五に規定する方式</p> <p>3 第一項の電磁的記録には、日本工業規格×六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。</p> <p>一 申請者の名称</p> <p>二 申請年月日</p>	<p>（新設）</p>

(資産流動化計画の計画期間及び当該計画期間に関する事項)

第九条 法第五条第一項第一号(法第十一条第三項において準用する場合を含む。)に規定する資産流動化計画の計画期間及び当該計画期間に関する事項として総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三 (略)

四 計画期間の延長又は短縮の決定に関する次に掲げる事項(資産流動化計画に前号に掲げる事項が記載され、又は記録される場合に限る。)

イ～ハ (略)

(その他特定資産の流動化に係る業務に関する事項)

第十五条 法第五条第一項第五号(法第十一条第三項において準用する場合を含む。)に規定するその他総理府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

五 資産流動化計画に前号に掲げる事項が記載され、又は記録される場合にあつては、借入限度額(借入残高から、特定資産の購入に充てられるものであつて、かつ、特定目的会社が借入れを行う時点で予定する一定の期間内に、資産流動化計画に定められた方法に基づき発行される資産対応証券により調達される資金をもって弁済することとされている借入れの額を除いたものをいう。以下同じ。)

(資産流動化計画の計画期間及び当該計画期間に関する事項)

第九条 法第五条第一項第一号(法第十一条第三項において準用する場合を含む。)に規定する資産流動化計画の計画期間及び当該計画期間に関する事項として総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三 (略)

四 計画期間の延長又は短縮の決定に関する次に掲げる事項(資産流動化計画に前号に掲げる事項が記載される場合に限る。)

イ～ハ (略)

(その他特定資産の流動化に係る業務に関する事項)

第十五条 法第五条第一項第五号(法第十一条第三項において準用する場合を含む。)に規定するその他総理府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

五 資産流動化計画に前号に掲げる事項が記載される場合にあつては、借入限度額(借入残高から、特定資産の購入に充てられるものであつて、かつ、特定目的会社が借入れを行う時点で予定する一定の期間内に、資産流動化計画に定められた方法に基づき発行される資産対応証券により調達される資金をもって弁済することとされている借入れの額を除いたものをいう。以下同じ。)

六〇十一（略）

十二 資産流動化計画に記載され、又は記録される事項のうち、発行される資産対応証券に関する事項の内容を確定するための手続は当該発行が行われる前に行うものとし、かつ、一定の方法で速やかに確定した内容の周知を図る旨

十三（略）

十四 外国為替相場の変動による影響、特定資産の流動化に係る法制度の概要、特定資産の流動化に係るデリバティブ取引の利用の方針その他の一般投資者保護の観点から記載又は記録が必要な事項

（電磁的記録）

第十五条の二 法第五条第三項（法第六条第二項、第十八条第四項、第三十二条第二項、第四十四条第二項、第八十五条第二項（法第一百九条第二項において準用する場合を含む。）及び第一百二十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。

（資産流動化実施計画）

第十六条 資産流動化実施計画（以下「実施計画」という。）には、次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

六〇十一（略）

十二 資産流動化計画に記載される事項のうち、発行される資産対応証券に関する事項の内容を確定するための手続は当該発行が行われる前に行うものとし、かつ、一定の方法で速やかに確定した内容の周知を図る旨

十三（略）

十四 外国為替相場の変動による影響、特定資産の流動化に係る法制度の概要、特定資産の流動化に係るデリバティブ取引の利用の方針その他の一般投資者保護の観点から記載が必要な事項

（新設）

（資産流動化実施計画）

第十六条 資産流動化実施計画（以下「実施計画」という。）には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一～五（略）

六 その他資産流動化計画において実施計画に記載し、又は記録することができるが定められている事項

七（略）

（承認を必要とする資産流動化計画の変更）

第二十三条 資産流動化計画の変更の内容であつて、法第九条第二項第二号に規定する一般投資者の保護に反しないことが明らかなものとして総理府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 資産流動化計画に第九条第四号イ及びロに掲げる手続の記載又は記録があり、当該手続（法第百十四条に規定する定款の変更を除く。）が終了している場合における計画期間の延長又は短縮（資産流動化計画に従い発行した優先出資、特定社債及び特定約束手形に係る消却又は残余財産の分配及び債務の履行を完了した場合における計画期間の短縮を除く。）

二 資産流動化計画に第十五条第十号ロ及びハに掲げる手続の記載又は記録があり、当該手続（法第百十四条に規定する定款の変更を除く。）が終了している場合における第十条第一号に規定する総額、第十一条第一号に規定する総額、第十一条の二第一号に規定する限度額、第十二条第一号に規定する限度額又は借入限度額の増減

三 その他その変更について利害関係を有するすべての資産対応証券保有者等の自らの判断に基づいたその変更に係る事前の承諾（

一～五（略）

六 その他資産流動化計画において実施計画に記載することが定められている事項

七（略）

（承認を必要とする資産流動化計画の変更）

第二十三条 資産流動化計画の変更の内容であつて、法第九条第二項第二号に規定する一般投資者の保護に反しないことが明らかなものとして総理府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 資産流動化計画に第九条第四号イ及びロに掲げる手続の記載があり、当該手続（法第百十四条に規定する定款の変更を除く。）が終了している場合における計画期間の延長又は短縮（資産流動化計画に従い発行した優先出資、特定社債及び特定約束手形に係る消却又は残余財産の分配及び債務の履行を完了した場合における計画期間の短縮を除く。）

二 資産流動化計画に第十五条第十号ロ及びハに掲げる手続の記載があり、当該手続（法第百十四条に規定する定款の変更を除く。）が終了している場合における第十条第一号に規定する総額、第十一条第一号に規定する総額、第十一条の二第一号に規定する限度額、第十二条第一号に規定する限度額又は借入限度額の増減

三 その他その変更について利害関係を有するすべての資産対応証券保有者等の自らの判断に基づいたその変更に係る事前の承諾（

資産流動化計画に当該資産流動化計画を変更することについて利害関係を有するすべての資産対応証券保有者等の自らの判断に基づいたその変更に係る承諾が得られているとみなすための要件の記載又は記録があり、当該要件が満たされている場合を含む。）
が得られている事項

（署名に代わる措置）

第二十八条の二 法第十八条第五項（法第三十八条第七項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める措置は、電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第一条第一項の電子署名とする。

（貸借対照表等の事項の提供を電磁的方法により受けるために必要な事項）

第二十八条の三 法第二十四条第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、法第九十五条第六項又は第九十九条第五項（法第一百九条第二項において準用する場合を含む。）に規定する措置を執るために使用する自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第一条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。第三十条の九において同じ。）のうち当該措置を執るための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であって、事項の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該事項を

資産流動化計画に当該資産流動化計画を変更することについて利害関係を有するすべての資産対応証券保有者等の自らの判断に基づいたその変更に係る承諾が得られているとみなすための要件の記載があり、当該要件が満たされている場合を含む。）
が得られている事項

（新設）

（新設）

閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録することができるものとする。

(電磁的方法による情報の提供等に関する承諾の手續において示すべき電磁的方法の種類及び内容)

第二十八条の四 令第三条の第二一項(令第四条の十、第四条の十五、第四条の十八、第五条の三、第六条の八第二項及び第九条の第二項において準用する場合を含む。)、第三条の第三一項(令第三条の五第二項、第三条の六第一項、第四条の八、第五条の二及び第九条の第二一項において準用する場合を含む。)、第三条の四第一項(令第三条の五第一項及び第三条の六第二項において準用する場合を含む。)、第三条の七第三項、第四条の五及び第六条の八第一項において準用する場合を含む。)、第四条の二第一項(令第六条の二において準用する場合を含む。)、第四条の四第一項(令第六条の四において準用する場合を含む。)、第四条の六第一項(令第四条の七において準用する場合を含む。)、第四条の十一第一項、第四条の十二第一項、第四条の十四第一項(令第六条の八第三項において準用する場合を含む。)、第四条の十六第一項、第六条の六第一項及び第六条の七第一項(同条第三項において準用する場合を含む。))により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 次条第一項各号に規定する電磁的方法のうち、送信者が使用するもの

(新設)

二 ファイルへの記録の方式

(電磁的方法)

第二十八条の五 法第二十九条第四項(法第五十四条第三項(法第三百三十条第一項において準用する場合を含む。)、第五十六条第四項(法第三百三十条第一項において準用する場合を含む。))及び第四百四条第三項(法第三百三十条第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。()に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 第十五条の二に規定するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2) 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

(電磁的方法の規定の準用)

第二十八条の六 前条の規定は、法第三十六条、第四十四条第三項及び第四百十三条第一項において商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百二十四条第二項の規定を準用する場合並びに法第三十六条及

(新設)

(新設)

び第四十四条第三項において商法第二百二十四条第四項において準用する同条第二項の規定を準用する場合について準用する。

(電磁的方法による情報の提供等に関する承諾の手續において示すべき電磁的記録の種類及び内容)

第三十条の二 令第四条の三第一項(令第六条の三において準用する場合を含む。)、及び第七条の二第一項により示すべき電磁的記録の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 第十五条の二に規定する物のうち作成者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法の規定の準用)

第三十条の三 第三十条の六の規定は、法第五十九条の二第二項において商法第二百三十九条ノ三第七項において準用する同法第二百三十九条第七項第二号の規定を準用する場合、法第六十二条において商法第二百三十九条第七項第二号の規定を準用する場合、法第六十二条及び第三百三十条第一項において商法第二百四十四条第六項において準用する同法第二百六十三条第三項第二号の規定を準用する場合、法第九十四条第二項において商法第二百八十二条第二項第三号の規定を準用する場合、法第百十三条第一項において商法第三百二十九条第六項第二号の規定を準用する場合並びに法第百二十七条第二項において商法第四百二十条第六項において準用する同法第二百八十二条第二項第三号の規定を準用する場合について準用する。

(新設)

(新設)

（電磁的記録の規定の準用）

第三十条の四 第十五条の二の規定は、法第六十二条及び第百三十条第一項において商法第二百四十四条第四項において準用する同法第三十三条ノ二第一項の規定を準用する場合並びに法第百十三条第一項において商法第三百七十七条第二項及び同法第三百三十九条第四項において準用する同法第三十三条ノ二第一項の規定を準用する場合について準用する。

（新設）

（署名に代わる措置の規定の準用）

第三十条の五 第二十八条の二の規定は、法第六十二条及び第百三十条第一項において商法第二百四十四条第四項において準用する同法第三十三条ノ二第二項の規定を準用する場合、法第百十三条第一項において商法第三百三十九条第四項において準用する同法第三十三条ノ二第二項の規定を準用する場合並びに法第百十六条第三項において有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第五十二条第一項において準用する商法第百七十五条第八項において準用する同法第三十三条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。

（新設）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第三十条の六 法第六十三条第五項第二号、第七十条第二項第三号（法第百三十条第一項において準用する場合を含む。）、第七十条第三項第二号（法第百三十条第一項において準用する場合を含む。）

（新設）

第九十一条第一項第二号（法第一百九条第二項において準用する場合を含む。）及び第百四条第一項第二号（法第一百三十条第一項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

（電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法）

第三十条の七 法第七十条第一項第四号（法第一百三十条第一項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、第二十八条の五第一項各号に掲げるもののうち、特定目的会社が定めるものとする。

（新設）

（電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法の規定の準用）

第三十条の八 前条の規定は、法第九十四条第二項において商法第二百八十二条第二項第四号の規定を準用する場合及び法第二百二十七条第二項において商法第四百二十条第六項において準用する同法第二百八十二条第二項第四号の規定を準用する場合について準用する。

（新設）

（貸借対照表等の事項を電磁的方法により提供する措置を行うための電磁的方法）

第三十条の九 法第九十五条第六項及び第九十九条第五項（法第一百九条第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で

（新設）

定める電磁的方法は、第二十八条の五第一項第一号に掲げる方法のうち、特定目的会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて事項の提供を受ける者の閲覧に供し、当該事項の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法であつて、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものとする。

(特定短期社債の発行)

第三十条の十 (略)

(種類等を異にする優先出資又は特定社債の発行)

第三十三条 法第百五十条に規定する一般投資者の保護に反しない場合として総理府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 資産流動化計画に利益の配当の方法その他の事項について種類の異なる優先出資を発行する旨の記載又は記録がある場合であつて、利益の配当、消却又は残余財産の分配に関し異なる優先的内容を有する二以上の種類の優先出資を発行する場合

二 資産流動化計画に利息の支払の方法その他の事項について種類の異なる特定社債を発行する旨の記載又は記録がある場合であつて、利息の支払又は元本の償還に関し異なる優先的内容を有する二以上の種類の特定社債を発行する場合

三 資産流動化計画に優先出資に関する第十条第八号に掲げる事項が記載され、又は記録されている場合であつて、異なる発行時期

(特定短期社債の発行)

第三十条の十一 (略)

(種類等を異にする優先出資又は特定社債の発行)

第三十三条 法第百五十条に規定する一般投資者の保護に反しない場合として総理府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 資産流動化計画に利益の配当の方法その他の事項について種類の異なる優先出資を発行する旨の記載がある場合であつて、利益の配当、消却又は残余財産の分配に関し異なる優先的内容を有する二以上の種類の優先出資を発行する場合

二 資産流動化計画に利息の支払の方法その他の事項について種類の異なる特定社債を発行する旨の記載がある場合であつて、利息の支払又は元本の償還に関し異なる優先的内容を有する二以上の種類の特定社債を発行する場合

三 資産流動化計画に優先出資に関する第十条第八号に掲げる事項が記載されている場合であつて、異なる発行時期ごとにそれぞれ

ことにそれぞれ当該事項に従って優先出資を発行する場合

四 資産流動化計画に特定社債（特定短期社債を除く。以下この号において同じ。）に関する第十一条第十号に掲げる事項が記載され、又は記録されている場合であつて、異なる発行時期ごとにそれぞれ当該事項に従って特定社債を発行する場合

五 資産流動化計画に特定短期社債に関する第十一条の二第九号に掲げる事項が記載され、又は記録されている場合であつて、異なる発行時期ごとにそれぞれ当該事項に従って特定短期社債を発行する場合

（資金の借入れの制限）

第三十四条 法第五十一条に規定する一般投資者の保護に反しない場合として総理府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 資産流動化計画に第十五条第四号から第六号までに掲げる事項が記載され、又は記録されており、かつ、借入資金の用途が次に掲げるもののいずれかである場合

イ、ロ（略）

八 特定資産の購入（当該購入に充てられる資金の借入れの時点で一定の期間内に資産流動化計画に定められた方法に基づき発行される資産対応証券により調達される資金をもって弁済することとされており、かつ、資産流動化計画に第十五条第七号に掲げる事項の記載又は記録がある場合に限る。）

当該事項に従って優先出資を発行する場合

四 資産流動化計画に特定社債（特定短期社債を除く。以下この号において同じ。）に関する第十一条第十号に掲げる事項が記載されている場合であつて、異なる発行時期ごとにそれぞれ当該事項に従って特定社債を発行する場合

五 資産流動化計画に特定短期社債に関する第十一条の二第九号に掲げる事項が記載されている場合であつて、異なる発行時期ごとにそれぞれ当該事項に従って特定短期社債を発行する場合

（資金の借入れの制限）

第三十四条 法第五十一条に規定する一般投資者の保護に反しない場合として総理府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 資産流動化計画に第十五条第四号から第六号までに掲げる事項が記載されており、かつ、借入資金の用途が次に掲げるもののいずれかである場合

イ、ロ（略）

八 特定資産の購入（当該購入に充てられる資金の借入れの時点で一定の期間内に資産流動化計画に定められた方法に基づき発行される資産対応証券により調達される資金をもって弁済することとされており、かつ、資産流動化計画に第十五条第七号に掲げる事項の記載がある場合に限る。）

二 資産流動化計画に一定の状況で優先出資社員にその保有する優先出資の買取請求権を認める旨の記載又は記録がある場合の買取請求に対する義務の履行（当該義務の履行のための支払を用途とする借入資金を、取得する優先出資を後に処分することにより弁済し得ることが確定している場合に限る。）

二 資産流動化計画に第十五条第四号から第六号までに掲げる事項が記載され、又は記録されており、かつ、特定資産以外の資産を担保として資金の借入れを行う場合

（業務に関する帳簿及び資料の作成）

第三十六条 特定目的会社は、次に掲げる事項を記載した書面を、法第五十四条に規定するその業務に関する帳簿及び資料として資産流動化計画ことに作成しなければならない。

一～四（略）

2（略）

（經由官庁）

第三十九条 特定目的会社が登録申請書その他法、令及びこの府令に規定する書類又は電磁的記録（以下この条において「登録申請書等」という。）を財務局長又は福岡財務支局長に提出しようとする場合において、当該特定目的会社の主たる営業所の所在地を管轄する財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所があるときは、当該特定目的会社は、当該登録申請書等を当該財務事務所長又は出張所

二 資産流動化計画に一定の状況で優先出資社員にその保有する優先出資の買取請求権を認める旨の記載がある場合の買取請求に対する義務の履行（当該義務の履行のための支払を用途とする借入資金を、取得する優先出資を後に処分することにより弁済し得ることが確定している場合に限る。）

二 資産流動化計画に第十五条第四号から第六号までに掲げる事項が記載されており、かつ、特定資産以外の資産を担保として資金の借入れを行う場合

（業務に関する帳簿書類の作成）

第三十六条 特定目的会社は、次に掲げる事項を記載した書面を、法第五十四条に規定するその業務に関する帳簿書類として資産流動化計画ことに作成しなければならない。

一～四（略）

2（略）

（經由官庁）

第三十九条 特定目的会社が登録申請書その他法、令及びこの府令に規定する書類（以下この条において「登録申請書等」という。）を財務局長又は福岡財務支局長に提出しようとする場合において、当該特定目的会社の主たる営業所の所在地を管轄する財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所があるときは、当該特定目的会社は、当該登録申請書等を当該財務事務所長又は出張所を経由してこ

長を経由してこれを提出しなければならない。

れを提出しなければならない。

改正案

別紙様式第5号（第8条第6号・第20条第1項第4号関係）

（日本工業規格A4）

1. 特定社員の名簿
（略）

2. 親会社の株主又は社員の名簿

（ふりがな） 商号			
（ふりがな） 代表者の氏名			
住所			
（A）総株主又は社員議決権の数		個	
氏名又は名称	（B）保有する議決権の数	割合（B/A）	
	個	%	

（記載上の注意）

- 「議決権」には、商法第211条ノ2第4項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第5項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含むものとする。
- 保有する議決権の数の多い順に2名（法人を含む。）について記載すること。
- 他人の名義をもって保有しているものがある場合は、合算した議決権の数を記載するとともに、その割合を括弧書きで記載すること。

取 行

別紙様式第5号（第8条第6号・第20条第1項第4号関係）

（日本工業規格A4）

1. 特定社員の名簿
（略）

2. 親会社の株主又は社員の名簿

（ふりがな） 商号			
（ふりがな） 代表者の氏名			
住所			
（A）発行済株式の総数及び 資本金又は出資の総額		株（又は口） 千円	
氏名又は名称	（B）保有する株式の数又は出資の金額	割合（B/A）	
	株（又は口） 千円	%	

（記載上の注意）

（新設）

- 保有する株式の数又は出資の金額の多い順に2名（法人を含む。）について記載すること。
- 他人の名義をもって所有しているものがある場合は、合算した株式の数又は出資の金額を記載するとともに、その割合を括弧書きで記載すること。

改正案

別紙様式第10号 (第24条第1項関係)

(日本工業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

申請者 (郵便番号)
住 所
電話番号 () -
商 号
代表者の
氏 名

印

承認申請書

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第9条第3項の規定により、同条第2項第2号の規定による変更の承認を申請します。

変更に係る事項		変更の承認を申請するに至った事情		
変更後	変更前	理 由	資産流動化計画に記載され、 又は記録された変更に係る手 続とその履行状況 (第23条第 1号又は第2号に該当する場 合)	すべての利害関係人の承諾が 得られている場合にはその旨 及びその手続 (第23条第3号 に該当する場合)

(記載上の注意)

「変更に係る事項」は、承認を受ける必要のある資産流動化計画の変更予定事項について、変更前及び変更後の事項を記載すること。

なお、上記に記載しきれないときは、当該様式の例により作成した書面に記載し、次に添付すること。

取 引

別紙様式第10号 (第24条第1項関係)

(日本工業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

申請者 (郵便番号)
住 所
電話番号 () -
商 号
代表者の
氏 名

印

承認申請書

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第9条第3項の規定により、同条第2項第2号の規定による変更の承認を申請します。

変更に係る事項		変更の承認を申請するに至った事情		
変更後	変更前	理 由	資産流動化計画に記載された 変更に係る手続とその履行状 況 (第23条第1号又は第2号 に該当する場合)	すべての利害関係人の承諾が 得られている場合にはその旨 及びその手続 (第23条第3号 に該当する場合)

(記載上の注意)

「変更に係る事項」は、承認を受ける必要のある資産流動化計画の変更予定事項について、変更前及び変更後の事項を記載すること。

なお、上記に記載しきれないときは、当該様式の例により作成した書面に記載し、次に添付すること。